

## 特定共同企業体協定書（分担施工用）

### （目的）

第1条 当共同企業体は、恵庭市発注に係る下記建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）を共同連帶して営むことを目的とする。

工事名

### （名称）

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_特定共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

### （成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、年月日に成立し、工事の請負契約の履行後1年を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

### （構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

### （代表者の名称）

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

### （代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝する権限及び入札書又は見積書を提出すること並びに請負代金（前払い金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理をする権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_工事 \_\_\_\_\_住 所  
(構成員名) \_\_\_\_\_商号又は名称  
\_\_\_\_\_代表者名

\_\_\_\_\_工事 \_\_\_\_\_住 所  
(構成員名) \_\_\_\_\_商号又は名称  
\_\_\_\_\_代表者名

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

（建設共同企業体協定書の締結）

第8条の2 \_\_\_\_\_工事の構成員は、特定共同企業体協定書（甲型）を締結し、共同施工するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、契約の履行に関し連帶して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行 \_\_\_\_\_支店  
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引

するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったと

きは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、1通を恵庭市に提出し、他は各自所持するものとする。

年      月      日

\_\_\_\_\_ 特定共同企業体

代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印

#### 備考

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 特定企業体協定書第8条に基づく協定書

恵庭市発注に係る下記工事については、  
特定協同企業体協定書第8条により、当企業体構成員が分担する工事の工  
事額を次のとおり定める。

記

1 工事名 \_\_\_\_\_

2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

\_\_\_\_\_工事  
構成員名 \_\_\_\_\_  
金 \_\_\_\_\_ 円

\_\_\_\_\_工事  
構成員名 \_\_\_\_\_  
金 \_\_\_\_\_ 円

\_\_\_\_\_外社は、上記のとおり分担工事額を定め  
たので、その証拠としてこの協定書を3通作成し、各通に構成員が記名押  
印の上、1通を恵庭市に提出し、他は構成員各自が所持するものとする。

年 月 日

特定協同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

\_\_\_\_\_特定企業体協定書第8条の2に基づく協定書(甲型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、恵庭市発注に係る下記の建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。)の内、\_\_\_\_\_を共同連帶して営むことを目的とする。

工事名 \_\_\_\_\_

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、年月日に成立し、工事の請負契約の履行後1年を経過するまでの間は、解散することができない。

2. 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号及び名称

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

住 所

商号及び名称

代 表 者 名 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該工事の請負

代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

会社名	%
会社名	%

2. 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき当該工事について決算をするものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2. 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して工事を完成する。
3. 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
4. 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員

が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5. 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体解散後、当企業体の施工した工事にかしが発見されたときは、構成員は共同連帯して担保の責めに任ずるものとする。

(協定に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり\_\_\_\_\_特定共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書正本\_\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員各自が保有し、副本については競争入札参加資格審査申請のため恵庭市に提出する。

年　　月　　日

\_\_\_\_\_特定共同企業体

代表者　　住　　所  
商号又は名称  
代表者名　　　　　　印

構成員　　住　　所  
商号又は名称  
代表者名　　　　　　印

\_\_\_\_\_特定共同企業体協定書第8条の2に基づく協定書第6条にかかる委任状

私は、\_\_\_\_\_特定共同企業体代表者\_\_\_\_\_を代理人と定め恵庭市発注の\_\_\_\_\_の内、\_\_\_\_\_に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 工事の入札、見積、請負契約締結に関する一切の件
2. 工事請負代金の請求並びに受領に関する件
3. 復代理人選任の件
4. 前各号に関し必要な一切の件

\_\_\_\_\_特定共同企業体

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者 氏名

印

受任者 住 所  
商号又は名称  
代表者 氏名

印